



市 章

大津市公報

平 成 29 年 6 月 30 日
号 外 (第 37 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 82 大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則..... 1
- 83 大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則..... 1
- 84 大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則を廃止する規則..... 1
- 85 大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 86 大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則を公布する。
平成29年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第82号

大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則
大津市富士見市民温水プール整備・運営事業審査委員会規則（平成27年規則第32号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則を公布する。
平成29年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第83号

大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則を廃止する規則
大津市ごみ処理施設整備・運営事業審査委員会規則（平成27年規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則を廃止する規則を公布する。
平成29年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第84号

大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則を廃止する規則
大津市大規模盛土造成地調査検討委員会規則（平成24年規則第145号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成29年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第85号

大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則
大津市職員退職手当支給条例施行規則（昭和57年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 の 4 中「公報に掲載して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改め、同条の次に次の 1

条を加える。

(条例第 9 条第 10 項第 2 号に規定する規則で定める者)

第 8 条の 5 条例第 9 条第 10 項第 2 号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に相当する者 退職職員 (退職した条例第 2 条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。) であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するもの

雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に該当するもの

雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば同法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる者に該当するもの

2 条例第 9 条第 10 項第 2 号イに規定する規則で定める者は、前項第 2 号に定める者とする。

第 9 条中「同条」の次に「及び前条」を加える。

別表第 2 項の表第 3 号区分の項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同区分の項第 4 号とし、同区分の項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月 1 日以後適用されている給与条例 (以下「平成 29 年 4 月以後の給与条例」という。) の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの

別表第 2 項の表第 4 号区分の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの

別表第 2 項の表第 5 号区分の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの

別表第 2 項の表第 6 号区分の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもののうち市長の定めるもの

別表第 2 項の表第 7 号区分の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (第 6 号区分の項第 6 号に掲げる者を除く。)

別表第 2 項の表第 8 号区分の項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同区分の項第 5 号とし、同区分の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

平成 29 年 4 月以後の給与条例の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもののうち市長の定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 8 条の 5 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 29 年 6 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 86 号

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市勤労福祉センターの管理運営に関する規則 (昭和 60 年規則第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

(附属設備の利用料金の上限額)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める利用料金の上限額は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

大津市勤労者体育センターの附属設備の利用料金の上限額

品名	単位	利用料金 (円)
アリーナ電灯	1 時間	510

備考 アリーナの半面だけを使用する場合におけるアリーナ電灯の利用料金の上限額は、この表に定める額の半額とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。